



(注意)

1 支給の対象となるのは、指定受講講座について支払う入学料及び受講料（受講に際して支払う受講費、教科書代及び教材費のことをいいます。）になります。

以下の経費は、対象となりませんので御注意ください。

- (1) 高等学校卒業程度認定試験の受験料
- (2) 受講に当たって必ずしも必要とされない補助教材費
- (3) 講座の補講費
- (4) 受講施設が実施する各種行事参加に係る費用
- (5) 学債等将来受講者に対して現金還付が予定されている費用
- (6) 受講のための交通費

2 支給額は、次のとおりです。

(1) 受講開始時給付金の支給の対象となるのは、入学料及び受講料の4割相当額です。ただし、受講方法が通信制の場合は10万円、受講方法が通学の場合又は通学及び通信制を併用する場合は20万円が限度額になります。

(2) 受講修了時給付金の支給の対象となるのは、入学料及び受講料の合計額の5割相当額（受講開始時給付金の支給を受けた場合は、受講開始時給付金として支給を受けた額を差し引いた金額）です。ただし、受講方法が通信制の場合は、受講開始時給付金と併せて12万5千円、受講方法が通学の場合又は通学及び通信制を併用する場合は25万円が限度になります。

(3) 合格時給付金の支給の対象となるのは、入学料及び受講料の合計額の1割相当額です。受講開始時給付金及び受講修了時給付金と併せて、受講方法が通信制の場合は15万円、受講方法が通学制又は通学制及び通信制を併用する場合は30万円が限度額になります。

3 指定申請書に記載された受講開始日や所要費用（予定）については、受講施設に確認した内容で通知します。

4 免除できる科目とは、過去に高等学校で免除に必要な単位を修得している科目、過去に高卒認定試験で一部科目に合格している科目等です。

5 所要費用については、標準的な金額であり、受講開始後又は受講修了後に受講施設で証明された金額に基づき、支給額を算定することとなります。

6 本事業の給付金の支給を受ける際には、改めて「ひとり親家庭高等学校卒業認定試験合格支援事業給付金支給申請書」に添付書類を付けて支給申請手続を行うことが必要です。

7 「申請者と生計を一にする子の氏名等」欄は、次の要件に該当し、かつ、生計を一にする子がいる場合に記載してください。

(1) 現に扶養する20歳未満の児童との関係が、母又は父ではない。

(2) 婚姻(※)によらないで母又は父となり、現に婚姻(※)をしていない。

((※)民法(明治29年法律第89号)上の婚姻をいう。)